

- 附則
- この省令は、公布の日から施行する。
 - この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 - この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省、厚生労働省、環境省、経済産業省、令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十五条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 田村 憲久
 農林水産大臣 野上浩太郎
 経済産業大臣 梶山 弘志
 環境大臣 小泉進次郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成七年大蔵省、厚生労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「丑」を削る。

附則

（施行期日）
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省

○経済産業省 令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

文部科学大臣 萩生田光一
 経済産業大臣 梶山 弘志

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省、令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びその写し各一通」を削り、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「及びその写し」を削る。

第三条第一項中「の正本」及び「これに記名押印し」を削る。

第四条第二項中「及びその写し各一通」を削り、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「及びその写し」を削り、同条第五項中「の正本」及び「これに記名押印し」を削る。

様式第一中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第四中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第五中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第十一中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第三項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条の十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>②（略）</p> <p>第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>②（略）</p> <p>第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護（次項において「保護」という。）を適切に行うことができる施設とする。</p>	<p>第一条の十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>②（略）</p> <p>第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>②（略）</p> <p>第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。</p>

② 法第六条の第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者とする。

(新設)

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百七号

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(令和二年政令第三百六十七号)の施行に伴い、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)を実施するため、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和三十一年政令第二百四十八号)第十四条の五第二項(同令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む)、第十九条及び第三十四条の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則(昭和三十一年労働省令第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号の二まで及び様式第九号から様式第十三号までの様式中「印」を削る。

附則

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第四号

市民農園整備促進法施行令(平成二年政令第二百七十二号)第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第七十四条の規定に基づき、市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

農林水産大臣 野上浩太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉

市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令

市民農園整備促進法施行規則(平成二年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第八十八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の規定に基づき、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年十二月二十五日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 第一項の規定により入力する事項を電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう)により送信する方法</p> <p>4~8 [略]</p> <p>9 申請等を行う者が、第三項第三号の方法により申請等を行うときは、行政機関等は、当該申請等を行う者に係る氏名又は名称その他必要とされる事項について、事前に、電話又は口頭により当該申請等を行う者から聴取すること、当該申請等を行う者に申告させることその他当該申請等を行う者を確認するための措置を行うことにより、当該申請等を行う際に使用される電子メールアドレス(特定電</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>4~8 [略]</p> <p>[新設]</p>